

宮城県住生活基本計画の概要

1. 計画の目的と位置づけ

(1) 目的と位置づけ

宮城県住生活基本計画は、住生活基本法に掲げられた基本理念及び基本方針を踏まえ、住生活基本法第17条に基づく都道府県計画として、県民の豊かな住生活の安定確保及び向上を図るため、住宅政策の方針と施策の方向を定め、住生活の安定向上に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための計画です。

(2) 計画期間

計画は、平成24年度から平成32年度までを計画期間とします。(おおむね5年毎に見直し)

2. 住生活の現状

(1) 東日本大震災による被災状況

震災により多くの住宅が被災したため、応急仮設住宅(みなし応急仮設住宅を含む)に約11万人の被災者が入居しています。

(2) 人口の見通し

平成22年の人口は、234万8千人で、平成12年をピークに減少に転じています。震災後の平成23年10月には232万3千人にまで減少しており、今後も減少傾向は続くことが予想されます。

表 応急仮設住宅入居者数
(平成24年9月21日現在)

	戸数	入居者数
プレハブ仮設住宅	21,131	51,119
民間賃貸住宅借上	22,253	59,449
国家公務員宿舎	134	269
公営住宅	898	2,120
UR賃貸住宅	39	101
合計	44,455	113,058

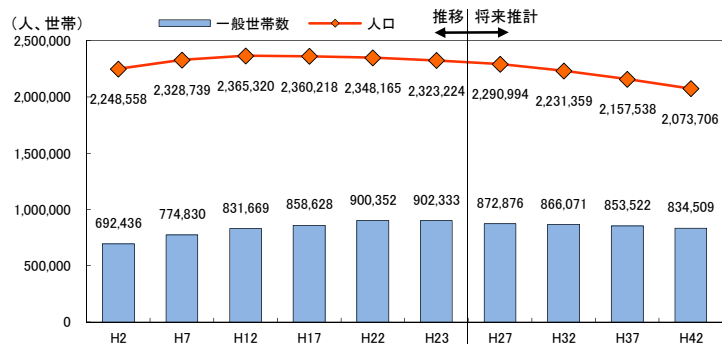


図 人口・世帯数の推移と将来推計

3. 基本理念

真に豊かな住まいの再生と持続 ～新たな姿でよみがえる故郷・みやぎの実現～

■いのちを守る安全で安心な住まいの再生と持続

東日本大震災からの早期かつ円滑な住まいの復興と将来起こりうる身体的・経済的な問題や地震等からの自然災害への備えがなされ、自立した暮らしが営める安全で安心な住まい

■地域とともに築く住まいの再生と持続

地域で支えあう持続可能な地域の再生と地域特性に応じた自然環境との共生など、地域とともに築く住まい

■暮らしを支え個性が尊重される住まいの再生と持続

生活のよりどころとなる住まいの早期かつ円滑な供給とともに、既存ストックの利活用により、地域の風土や個性・ライフスタイル、被災者や高齢者等の多様な居住ニーズに応じた住まいの選択肢が用意されているなど、個性が尊重される住まい

4. 基本方針・施策の方向・成果指標

基本方針1 復興住宅の早期整備

【 】：目標年度及び目標値

様々な被災者の住生活の基盤である住まいを確保するため、住民が中心となり、地域社会と連携しながら、いのちを守る安全・安心の住まいとして、また、日々の暮らしを支える住まいとしての復興住宅の早期整備に努めます。

施策の方向 ・ 応急住宅への支援 ・ 自力再建への支援 ・ 災害公営住宅等の供給	主な成果指標 ・ 応急仮設住宅の入居者数【早期解消】 ・ 災害公営住宅の整備戸数【平成27年：15,000戸】
---	---

基本方針2 持続可能な住まい・まちづくり

すべての県民が、安全で安心な住生活を持続できる居住環境を形成するため、被災地域をはじめ、地域居住の再生に向けた継続的な住まい・まちづくりの取組みに努めます。

施策の方向 ・ 被災地域における本格的な居住の再生 ・ 地域コミュニティの維持再生 ・ 地域住宅産業の活性化	主な成果指標 ・ 新築住宅における認定長期優良住宅の割合 一戸建住宅＋共同住宅等【平成32年：20%】 一戸建住宅【平成32年：30%】
---	---

基本方針3 安全・安心な住生活を支える住まい・まちづくり

すべての県民が、安全で安心な住生活を送れるよう、災害に強い安全な住まい・まちづくりや高齢者等の誰もが安心して住み続けられる住まい・まちづくりに努めます

施策の方向 ・ 災害に強い住まい・まちづくり ・ 安心して住み続けられる住まい ・ まちづくり	主な成果指標 ・ 新耐震基準（昭和56年基準）が求める耐震性を有する住宅ストックの比率【平成32年：95%】 ・ 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率【平成32年：55%】
--	--

基本方針4 多様な居住ニーズに応える住宅市場の整備

被災者をはじめとする県民の多様な居住ニーズに応えるため、その基礎となる良質なすまいづくりや住まいの適切な維持管理を進めるとともに、住宅ストックや住まいに関する情報を有効に活用できる住宅市場の環境整備に努めます。

施策の方向 ・ 良質なすまいづくり ・ 住まいの適切な維持管理 ・ 住宅市場の環境整備	主な成果指標 ・ リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合【平成32年：6%】 ・ 既存住宅の流通シェア【平成32年：25%】
--	---

基本方針5 住宅セーフティネットの構築

低額所得者等の住宅確保要配慮者の世帯が、安心して住生活をすごせるよう、公平かつ的確な公営住宅の供給と民間賃貸住宅等民間住宅市場の活用による重層的な住宅セーフティネットの構築に努めます。

施策の方向 ・ 公営住宅の的確な供給と管理 ・ 民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティネットの構築	主な成果指標 ・ 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合【平成32年：3%】 ・ 最低居住面積水準未達率【早期解消】
--	--

5. 公営住宅の供給の目標量

災害公営住宅の新規建設や空家募集戸数などによる公営住宅の供給管理における目標戸数を次のとおりとします。

平成23年度から平成27年度 21,000戸	平成23年度から平成32年度 31,000戸
------------------------	------------------------

6. 計画の実現に向けて

「みやぎ復興住宅整備推進会議」「宮城県地域型復興住宅推進協議会」「民間事業者と連携した居住支援」等により、県と市町村、関係機関、住宅関連事業者等が密接に連携・協力し取組みを進めるものとしします。